

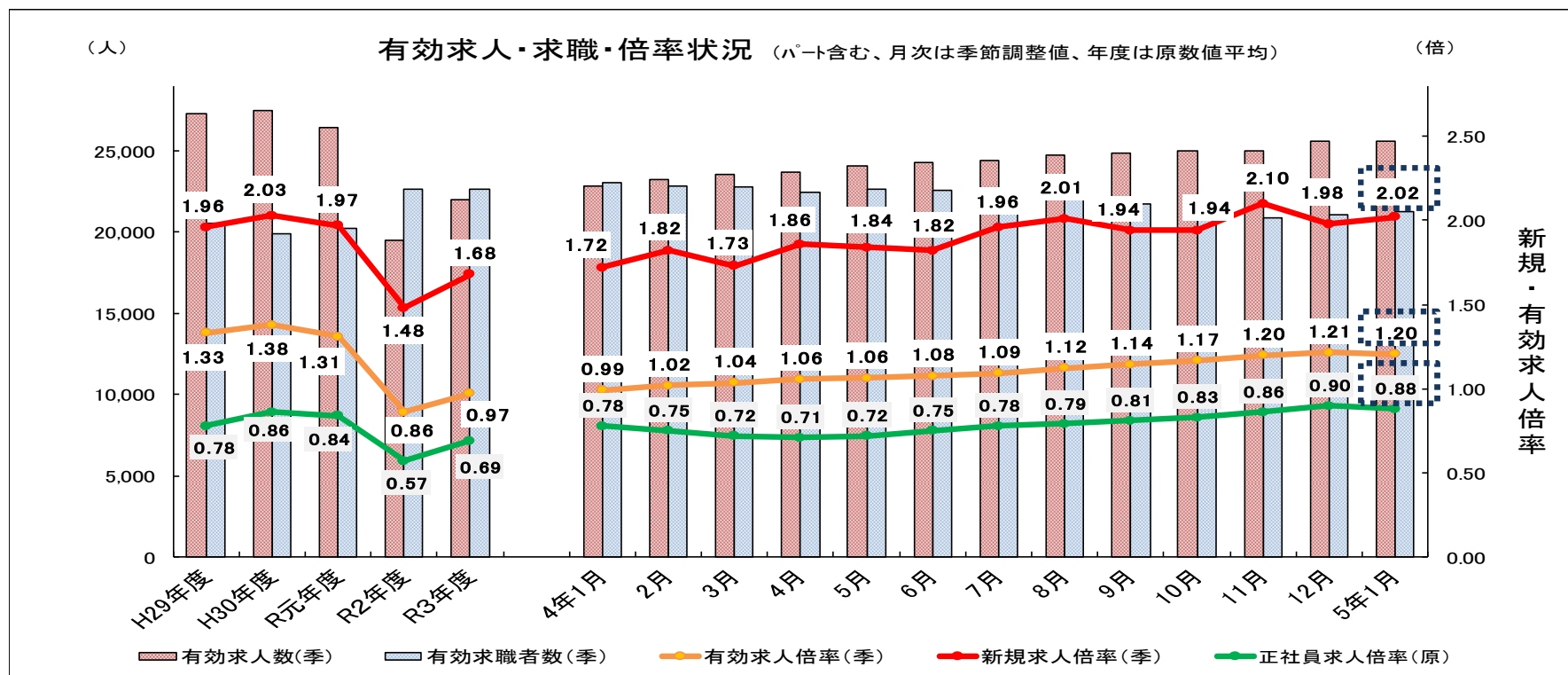
(1) 現下の雇用失業情勢について

○ 一般職業紹介状況（令和5年1月分）

- ・有効求人倍率（季節調整値）は1.20倍、前月と比べて0.01ポイント減少（就業地別は1.44倍、前月と比べて0.01ポイント減少）
- ・新規求人倍率（季節調整値）は2.02倍、前月と比べて0.04ポイント上昇
- ・正社員有効求人倍率（原数値）は0.88倍、前年同月と比べて0.10ポイント上昇

○ 令和5年1月の基調判断

県内の雇用情勢は、持ち直しているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。



(1) 現下の雇用失業情勢について

○ 求人・求職の状況 (原数値)

(人)

	令和5年1月		令和4年1月	令和2年1月
	令和4年同月比	令和2年同月比		
新規求人数	10,469	▲ 11.8%	9,365	9,868
新規求職者数	4,783	▲ 2.9%	4,924	5,381
有効求人数	26,554	▲ 12.0%	23,703	27,898
有効求職者数	19,790	▲ 7.8%	21,464	19,137

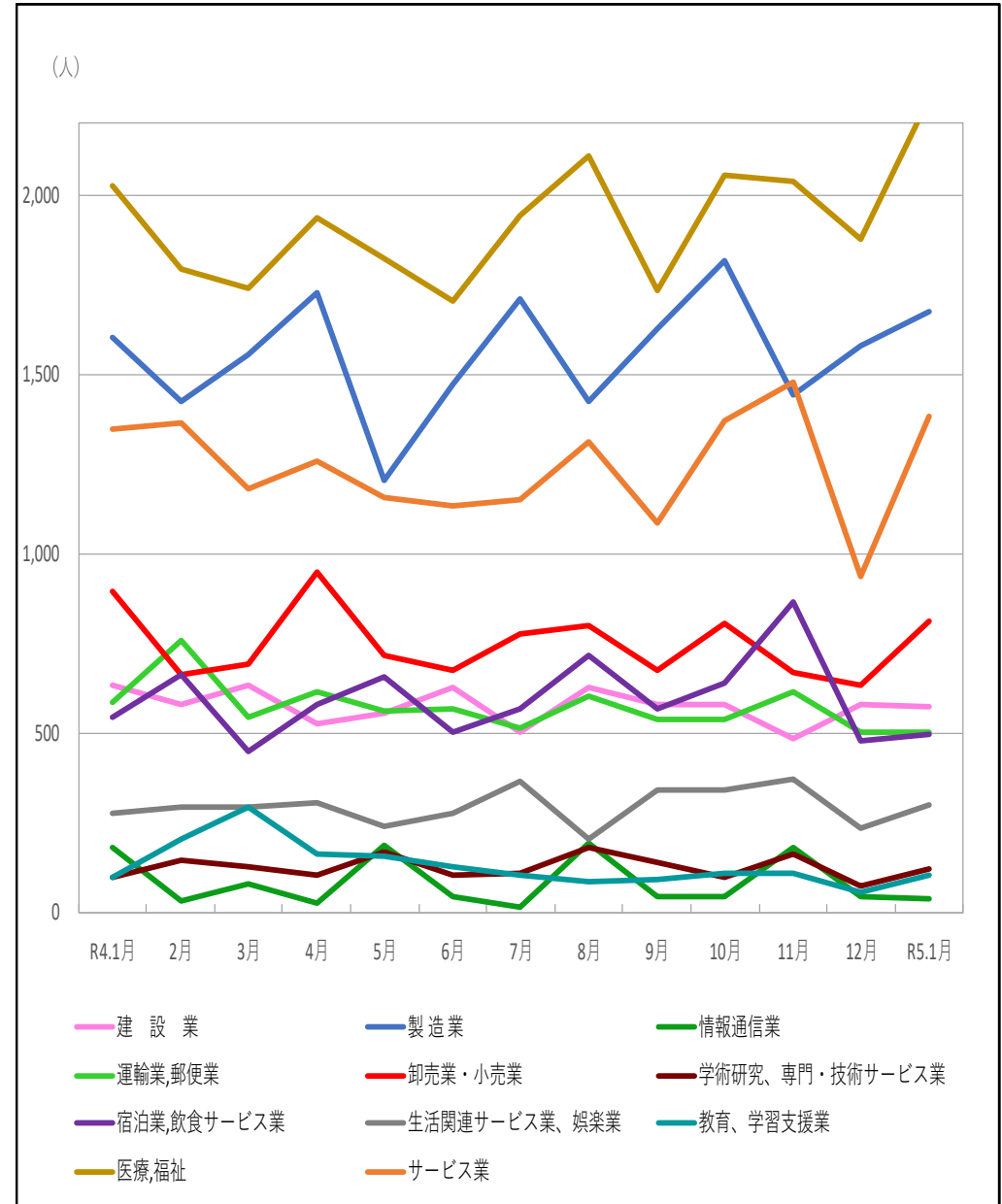
○ 産業別新規求人数の状況 (原数値)

(人)

	令和5年1月		令和4年1月	令和2年1月
	令和4年同月比	令和2年同月比		
全産業	10,469	▲ 11.8%	9,365	9,868
うち建設業	574	▲ 9.3%	633	575
うち製造業	1,673	4.4%	1,602	1,307
うち情報通信業	37	▲ 79.9%	184	48
うち運輸業、郵便業	502	▲ 14.6%	588	471
うち卸売業、小売業	814	▲ 9.4%	898	814
うち学術研究、専門・技術サービス業	121	22.2%	99	136
うち宿泊業、飲食サービス業	499	▲ 8.4%	545	370
うち生活関連サービス業、娯楽業	302	9.0%	277	385
うち教育、学術支援業	106	10.4%	96	70
うち医療、福祉	2,270	12.2%	2,024	2,262
うちサービス業	1,381	2.6%	1,346	1,012

○ 産業別新規求人の推移

(人)



産業雇用安定センターの取組み実績について



(第3回滋賀県在籍型出向等支援協議会資料)



産業雇用安定センターについて

プラザ合意に伴う円高不況の進行により、大量の余剰人員が生まれ雇用不安が高まっていた時代、1987年（昭和62年）

3月に当時の労働省、日経連、産業団体※などが協力して**失業なき労働移動**を支援する**公的機関**として設立されました。

以来、厚生労働省、経済・産業団体や連合（労働組合）などとの密接な連携のもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。

主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供・相談等の支援を行い、出向・移籍の成立に結び付ける**「人材の橋渡し」**の業務を **無料** で実施しています。

※ 基本財産出捐団体

- 一般社団法人 日本造船工業会
- 一般社団法人 日本鉄鋼連盟
- 電気事業連合会
- 一般社団法人 全国銀行協会
- 一般社団法人 日本自動車工業会
- 一般社団法人 日本電機工業会
- 一般社団法人 セメント協会
- 日本化学繊維協会
- 日本製紙連合会
- 日本石炭協会
- 日本紡績協会
- 一般社団法人 日本民営鉄道協会
- 一般社団法人 日本船主協会



雇用調整等のニーズのある **1** 企業様（送出）と **2** 雇い入れご希望の企業様（受入）との間で人材マッチングサービスを提供しています。

一目でわかる産業雇用安定センター

厚生労働省と
経済産業団体が協力

雇用の
セーフティ
ネット
として設立した
公的機関

再就職・出向の実績

約 **24万** 人

幅広い業種の企業出身者
が担当

約 **500人**
のコンサルタント

専任コンサルタントが
寄り添ってサポート

**マンツーマン
対応**

質の高い求人情報

企業訪問
による
求人開拓

地域ネットワークによる
多様な求人

地元企業
公的機関
からの独自求人
多数あり

全国47都道府県事務所
のネットワーク

**UIターン
対応**

企業様・個人の方の
再就職・出向にかかる費用

無料

6つの取り組みで 働く と 雇用 をサポート

1. 離職する従業員の方の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて、離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。

移籍（送）出 支援

4. 人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

人材育成型出向等支援

2. 人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分お聞きした上で人材をマッチングします。

移籍（受）入 支援

5. 高齢者のための「キャリア人材バンク」

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年以内の高齢者の方も登録することができます。

キャリア人材バンク事業

3. 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向（雇用シェア）を活用することをサポートします。

在籍型出向支援

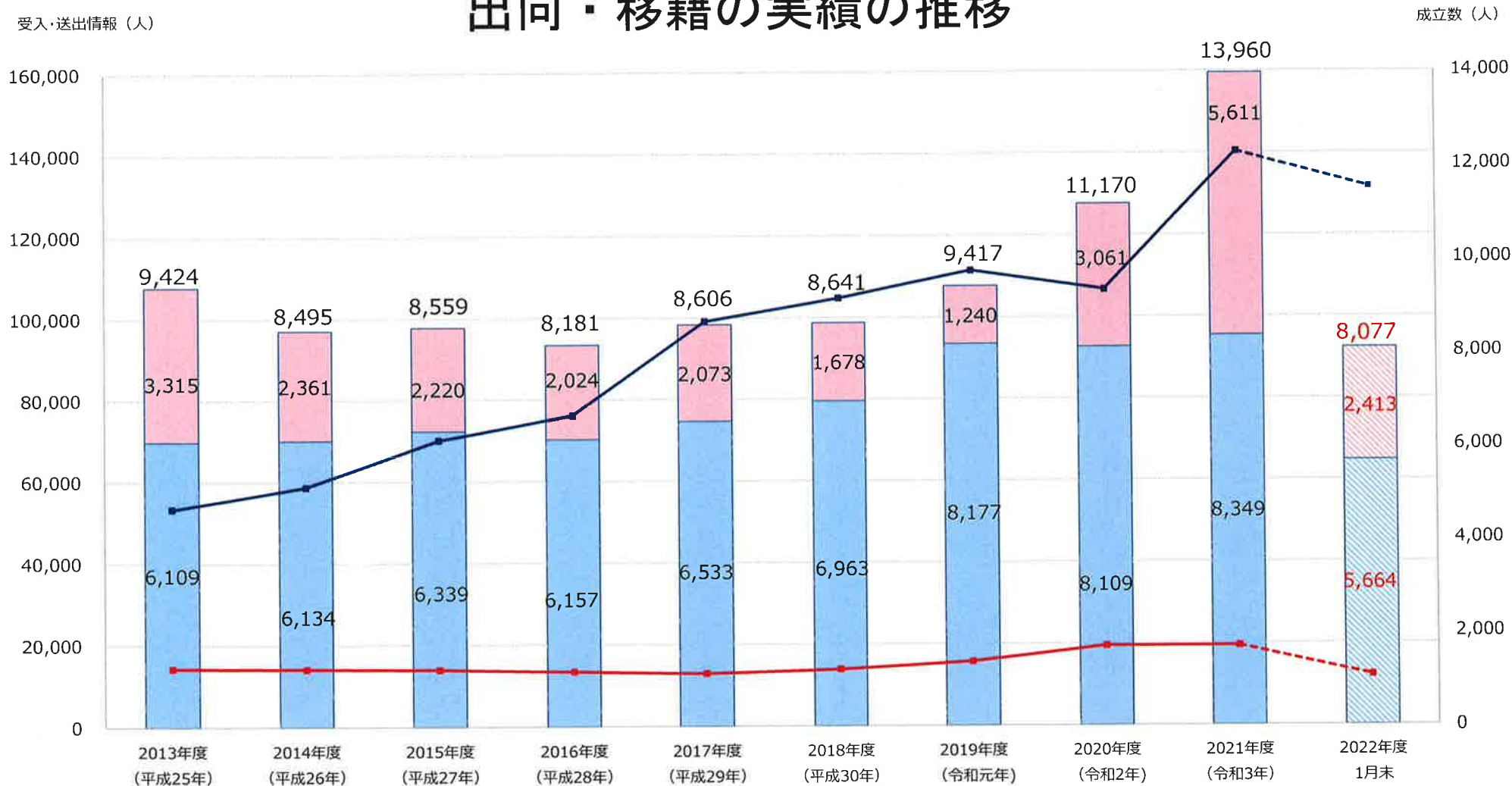
6. 社員のスキルアップ・研修のためのセミナー

管理者や新入社員に対する研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。

セミナー事業

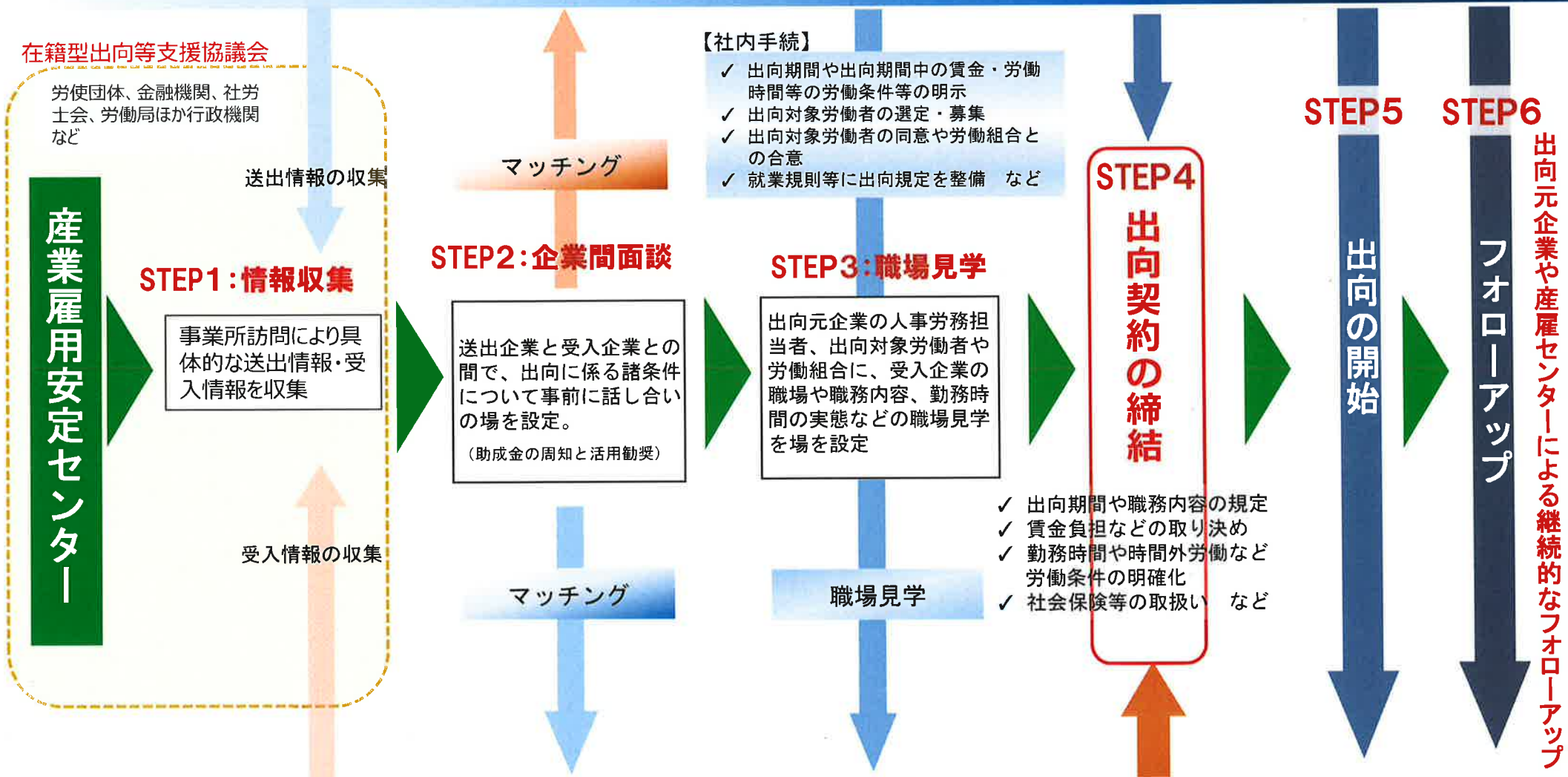
※上記の1～5は無料をご利用いただけます。6は有料となりますが、質が高くリーズナブルな価格でのセミナーをご提案いたします。

出向・移籍の実績の推移



年度	2013年度 (平成25年)	2014年度 (平成26年)	2015年度 (平成27年)	2016年度 (平成28年)	2017年度 (平成29年)	2018年度 (平成30年)	2019年度 (令和元年)	2020年度 (令和2年)	2021年度 (令和3年)	2022年度 1月末
出向成立	3,315	2,361	2,220	2,024	2,073	1,678	1,240	3,061	5,611	2,413
移籍成立	6,109	6,134	6,339	6,157	6,533	6,963	8,177	8,109	8,349	5,664
成立合計	9,424	8,495	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	11,170	13,960	8,077
受入情報	53,360	58,753	70,167	76,253	99,165	104,732	111,421	106,727	140,403	131,550
送出情報	14,326	14,137	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489	19,454	12,288

送出企業：在籍型出向を活用し、一時的に社員を出向させて雇用維持を図りたい企業



受入企業：在籍型出向を活用して、一時的に人材を確保したい企業

- 2022年4月～2023年1月の出向成立数は2,413人（前年度同期は5,611人）
- 送出業種で多いのは、E 製造業で1,078人、H 運輸・郵便業で763人、次いで、N生活関連サービス業、娯楽業で166人
- 受入業種で最も多いのは、E 製造業で1,176人、次いでR サービス業（他に分類されないもの）で342人、I 卸売・小売業261人
- 異なる業種間で成立した割合は、59.2%（前年度同期は69.9%）

送入業種 \ 送出業種	ABC 農業・林業、 漁業、 鉱業等	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	G 情報通 信業	H 運輸・ 郵便業	I 卸売・ 小売業	J 金融 業、保 険業	K 不動産 業、物 品賃貸 業	L 学術研 究、専 門・技 術サー ビス業	M 宿泊 業、飲 食サー ビス業	N 生活関 連サー ビス業、 娯楽業	O 教育、 学習支 援業	P 医療、 福祉	Q 複合 サービ ス事業	R サービ ス業(他 に分類 されない もの)	ST 公務、 その他	総計 (人)
ABC 農業・林業、漁業、鉱業等	3		2			24	1				5				25			60
D 建設業		11	10	2		3		1							7			34
E 製造業		26	910		1	90	49	1	18	18	15		5	16	27			1,176
F 電気・ガス・熱供給・水道業			2															2
G 情報通信業			10		1	117	25			2		30						185
H 運輸・郵便業			13			28				1	1	1						44
I 卸売・小売業			30		1	144	14			1	26	40				5		261
J 金融業、保険業			3		1		8				1	2						15
K 不動産業、物品賃貸業			17		6		4			1						2		30
L 学術研究、専門・技術サービス業			12		1	5	4				1	6						29
M 宿泊業、飲食サービス業						21	9			1	3	27						61
N 生活関連サービス業、娯楽業	1		5			4					1	4				1		16
O 教育、学習支援業			2		3							6						11
P 医療、福祉			9			37	10	1	1			13		7				78
Q 複合サービス事業		8	14			40									1			63
R サービス業(他に分類されないもの)	1		37		2	250	28			3		18				3		342
ST 公務、その他			2									4						6
総計 (人)	13	37	1,078	2	16	763	152	0	3	28	56	166	0	12	49	38	0	2,413

	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
事例 1	化学製品製造業	本社全体の人件費圧縮が課題。定年が近い管理職 A 氏についてグループ企業内で出向先を探したが賃金水準が合わない。本人は税理士資格を有し英語能力も高く、その能力を活かしたいとの意向があったので、産雇センターに出向先を探してもらうこととした。	会計事務所	これまで産雇センターに経理・財務・税務のプレーイングマネージャーの求人を出しており、数人の紹介を受けたが期待するレベルではなかった。出向でもよいので高度な専門性を有す方をお願いした。出向期間は12か月。	1
事例 2	鉄道業	コロナ禍で運行本数を減らしていることから車両運転士の雇用過剰が続いている。産雇センターに出向受入先の候補を提示してもらい、社内で出向者を公募した。	医療機関 (耳鼻咽喉科クリニック)	昨年来、産雇センターに受付・医療事務について、求人だけでなく、出向受入についても相談をしてきたがなかなか決まらなかった。今回、鉄道業からの出向を打診されたので受け入れたい。出向期間は12か月。	1
事例 3	発電・変電用機械製造業	現在の事業をグローバル展開に移行するため構造改革を余儀なくされており、余剰人員が生じている。取り急ぎ50歳前後の2人の従業員の技術を活かせるような出向先を見つけてほしい。	有機化学工業製品製造業 (ベンチャー企業)	木材チップから抽出した材料から新素材を製造するスタートアップ企業である。今秋に実証プラントが稼働するので、2つの製造工程のリーダーとして生産工程の経験豊富な方を2人出向として受け入れたい。出向期間は12か月。	2
事例 4	旅行業	法人・団体向けの航空券の手配や、海外渡航のサポートなどの事業を行っている。国内旅行は回復しつつあるが、海外旅行の回復にはまだ時間がかかりそう。能力が高く経験の豊富な従業員の出向先を探してもらいたい。	運輸に付帯するサービス業	船舶・航空貨物輸送や在庫管理、流通加工など一連のロジスティクスを事業展開している。国際的な物流が一部で活況となっており、税関との折衝や貨物検査の立会い、その他通関関連事務を強化する必要があり、出向でも良いので受け入れたい。出向期間は6か月。	1
事例 5	酒類製造業 (日本酒醸造業)	日本酒を醸造している。コロナ禍で海外で人気が高い日本酒の輸出に影響が生じているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れているので、米作りを行っている法人があれば若手従業員に出向により技術習得をさせたい。取引金融機関と一緒に産雇センターが訪問してくれて、出向と助成金について説明を受けた。	農業法人 (耕種農業)	水稲、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業により生産性向上を図ることにより、従業員には週休二日制をはじめ、大型特殊車両の資格取得を支援するなど労務管理を行っている。労働局と産雇センターが同行訪問してくれて出向と助成金の活用について説明を受けた。出向期間は4か月。	1
事例 6	有機化学製品製造業	専門的な塗料の製造や高度な塗装の研究・研修を行っている。業況は好調で従業員を出向させる余裕はないのだが、産雇センターから当社の取引先企業への出向送出を提案されたので、短期間で良いのであれば同社に協力するという趣旨でハイレベルな塗装技術者を出向させることとした。	自動車製造業	カーボンニュートラルの方向性を見据え、EV車の生産ラインを増設したが、高度な技術を有する熟練塗装工が不足している。若手従業員の教育指導も含めて、取引先企業の中から出向として来てもらえないか産雇センターにアッセンを依頼した。出向期間は1か月。	2
事例 7	電気機械器具製造業	コロナ禍の影響もあり構造改革を進めており、雇用維持を図るため。在籍型出向を活用したい。男性社員の場合は比較的容易に出向先は見つかるが、女性社員が働きやすい出向先がなかなか見つからないので、産雇センターに探してもらうことにした。	陸上貨物運送業	先端医療・医薬品の超低温輸送の拠点を新たに整備したが、営業サポートのために必要な人材が確保できていない。女性経営者の下で女性も働きやすい環境整備をしているので、男女問わず出向として受け入れたい。出向期間は6か月。	2

滋賀県企業の在籍型出向を活用した具体例（2022年度）

	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
滋賀事例 1	鉄道業	コロナの影響で車両運行本数を減らしているため、車掌などの乗務員が過剰雇用となっている。出向受入先情報を収集し、社員から希望があれば具体的に進めたい。	サービス業	繁忙期（4～11月）の人材確保のために3～4か月の短期出向の受入を検討したい。	2
滋賀事例 2	製造業（請負）	コロナ影響による業務請負量の減少と、冬場の閑散期で余剰となる人員を短期で出向可能な受入先を探したい。	運輸サービス業	毎年1～4月の繁忙期の人材確保に苦勞しており、短期出向での受け入れも検討したい。	1

人材育成型出向等支援の概要

産業雇用安定センターでは、雇用調整型の出向支援のほか、

- ① 人材育成や企業間交流を目的とした出向（**人材育成・交流型出向**）
 - ② 労働者の自発的なキャリアのステップアップを目的とする出向（**キャリア・ステップアップ型出向**）
- に係る支援を行っています。

人材育成型出向等支援

① 人材育成・交流型

- ① 従業員の能力開発や人材育成、特に高度人材の育成により企業力の強化を図る。
- ② 人材交流を目的とした取組みにより、企業間の連携強化、新分野への展開のための基盤整備、組織の活性化等を図る。

出向期間終了後は、元の企業に復帰

② キャリア・ステップアップ型

- ① 従業員自らのキャリア・ステップアップへの主体的な挑戦を企業として後押しする。
- ② 従業員自身のキャリアパスやライフプランに合わせた職域拡大、U I Jターン等を支援する。

出向期間終了後は、元の企業に復帰
または出向先企業へ移籍

化学製品製造業（50歳）

電極機材の開発技術者として危険物取扱や有機溶剤作業の資格をはじめとするいろいろな資格を保有している。技術開発部門を離れグループ企業で生産管理部門の管理職などを経験してきたが、長い間、開発業務から離れているので、グループ外の企業において技術ブラッシュアップしてもらい、復帰後には新たな研究開発に従事してもらいたい。

人材育成

医薬品製剤製造業（57歳）

医薬品の臨床開発関連の業務に長年従事し、現在は安全性推進プロジェクトマネージャーとして勤務している。人事評価の面談時に、本人から役職定年を機に、他社でもよいので、これまでの経験を活かして60歳以降も働き続けることができる企業でさらにスキルアップをしたいとの意向が示されたので、当面は出向してもらい、本人と出向先が良ければ移籍（転籍）も考えてもらうこととなった。

キャリア・ステップアップ

化学製品製造業（55歳）

長年にわたり有機分析やリチウムポリマー等の研究に従事してきた主任研究員だが、事業再編により現在は他の部門に配置している。本人からは研究部門に戻りたいとの強い意向が示されたものの、社内では配置部署がないので、産雇センターに出向先の確保を依頼した。

キャリア・ステップアップ

電気機械器具製造業（57歳）

機械製図やテクニカルイラストレーションほか多くの機械製造にかかわる様々な資格を有し、技術センターの主任技師としてインフラ点検用のロボット等の新規技術開発に当たっている。本人は、社外でもよいので、これまで培ってきた技術を60歳以降も活かせるような地元の企業で働きたいとのことであった。本人は出向後の移籍も視野に入りたい意向があり、産雇センターあっせんを依頼した。

キャリア・ステップアップ

合成染料・有機顔料製造業

当社の研究開発を統括する者が高齢のため退職することとなり、出向でも良いので適任人材の紹介を産雇センターに依頼した。紹介された人材の職務経歴上の知識・経験に少し不安があったため、当面は短期間の実務研修に来てもらった。その後、適性ありと判断し出向に切り替えた。

医薬品製造業

和漢薬の製造業である。医薬品に精通した即戦力人材をお客様相談担当として出向または移籍で受け入れたい。産雇センターがセットした送出企業、本人と当社による三者面談により、本人のこれまでのキャリアによりふさわしい「研究所長」として出向してもらうことになった。出向期間終了後は、移籍（転籍）も視野に入れてもらいたい旨を申し上げた。

アルミ・同合金プレス製品製造業

放電・研磨等による高度な複合加工を得意とする企業。研究ラボで超微粒子生成等の新分野の展開を図っているが、開発の推進者として、高い専門知識を有する管理職経験者を出向として受け入れたい。出向期間終了後は、本人と出向元企業の意向にもよるが移籍（転籍）してもらうことも考えたい。

金物卸売業（専門商社）

電磁用シールド製品やハイグレードな工業用金属製品を取り扱っている。今後、車載部品について新たに多角的な視点から生産効率のアップを図りたいので、大企業の生産技術職経験者で若手社員の教育指導ができる即戦力の人材を、出向または移籍の両含みであっせんしてもらいたい。

助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？ 以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。

助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。



ガイドブック

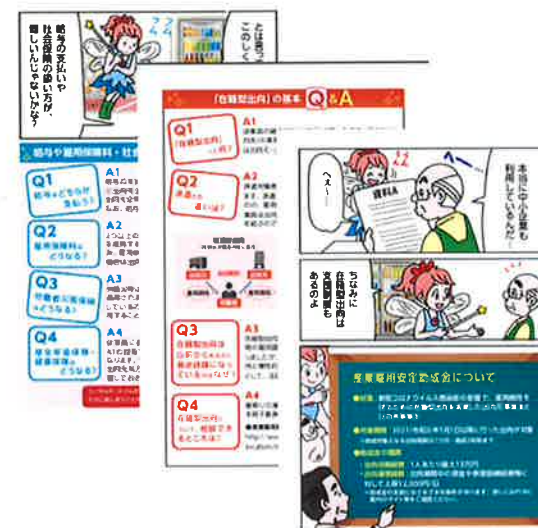
助成の内容 対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円※ ² / 1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

初めて在籍型出向の活用を検討する事業主とその従業員の方に、まずは在籍型出向の枠組みの概要や実際の事例を理解していただくために、冊子「マンガでわかる！ 在籍型出向」を配付し説明しており、センターや厚生労働省のHPでも提供しています。



(全24ページより抜粋)

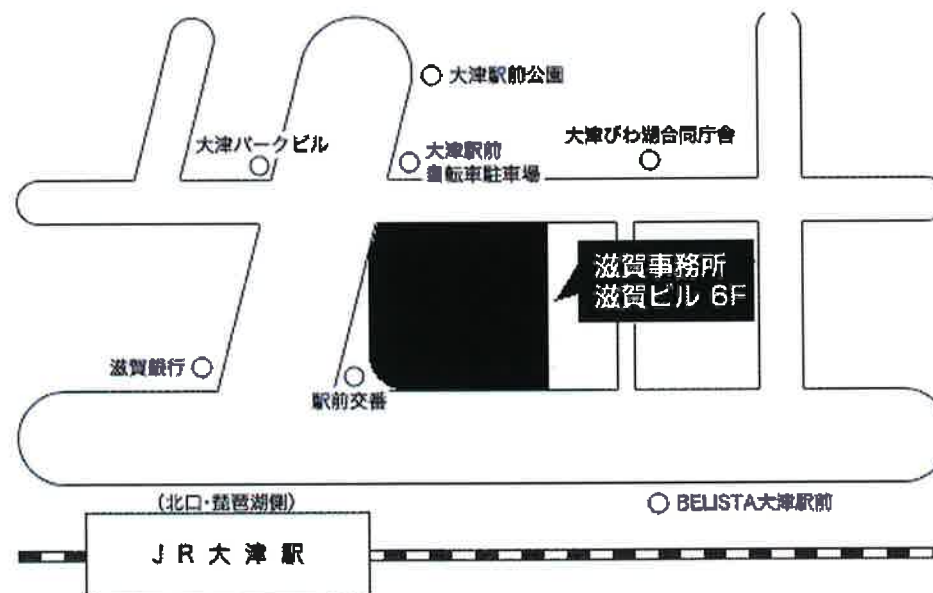
滋賀事務所のご案内

公益財団法人 産業雇用安定センター 滋賀事務所

電話番号 077-526-3991

住所 〒520-0051

大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル6階



交通アクセス

J R 琵琶湖線「大津駅」から徒歩3分

「雇用シェア」で



企業の雇用維持・人材育成と
人材不足の解消をサポート!



滋賀県雇用シェアサポートコーナーの 取組について

しがジョブパーク

雇用シェアサポートコーナー

〒525-0025 滋賀県草津市西渋川1-1-14

行岡第一ビル4階(草津駅西口徒歩3分)



雇用シェアポートコーナーとは

- 新型コロナウイルスの影響で、雇用維持が困難な事業者と人手不足事業者の二極化が進む
- 県内事業者の雇用シェアを推進するため、しがジョブパークに設置
- 社会保険労務士等の専門家が相談対応や各種サポートを実施
- 県内事業者を訪問し、雇用シェア制度を紹介

サポートコーナーの取組（広報）

① ホームページの作成

- しがジョブパーク専用サイトに併設
- しがジョブパーク利用者に対して積極的に周知

② 案内チラシの作成

- 作成部数 11,000部
- 市町や商工会議所等を通じて、県内事業者へ配布

サポートコーナーの取組（相談・実績）

③ 県内事業者の相談対応・提案

- 12月末時点で述べ109件の相談対応・提案を行った。
- うち4件は産業雇用安定センターの企業訪問に同行。

② マッチング実績

- 産業雇用安定センターを通じたマッチング実績は、12月末時点で4件5名であった。

※昨年度マッチング件数：4件5名

雇用シェア事業の今後について

◎雇用シェアサポートコーナーの閉鎖

【閉鎖理由】

- コロナの影響を受けた県内企業の雇用を守るため支援を実施してきたが、経済活動が通常フェーズに戻りつつあるため。
- コロナ禍において、県内の雇用創出・維持に一定の成果を上げたと考えられることから。
- 次年度以降、しがジョブパークにおいて雇用シェアにかかる相談があった場合は、制度の案内および関係機関への取次ぎを行う予定。
- しがジョブパークのホームページ内にある「雇用シェア専用サイト」は今年度をもって閉鎖します。

<https://shigajobpark.jp/2022/04/15/2456/>

雇用シェア活用実現に向けた 滋賀労働局の取り組み

令和5年3月16日

滋賀県
在籍型出向等支援協議会
(事務局)

雇用シェア実現に向けた具体的取り組み－1

滋賀労働局 職業安定部

1. 在籍出向支援制度の周知活動

(1) 滋賀労働局ホームページによる周知・広報

- ・ 第2回滋賀県在籍型出向支援協議会(令和4年2月2日開催) 報告

(2) 雇用調整助成金申請事業主様を対象にした周知

- ①リーフレットの送付
- ②電話による概要ご説明や出向意向の確認
- ③休業発生事業場への訪問による制度利用検討会実施

在籍型出向で 従業員の雇用を守りませんか？ 人材を確保しませんか？

新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？

「在籍型出向」とは？

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。

「在籍型出向」の事例

旅行代理店（出向元）

インバウンド観光客を対応する旅行会社・宿泊施設と準備しているため、原簿減額となっている。旅行業が回復するまで従業員の出向先を回りたい。

出向期間 12か月 出向労働者1名

旅行所（出向先）

旅行所での接客の原簿補助が管理体質を改善することになったので、1年間まで勤務してくれる方を募集している。

「在籍型出向」のメリット

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

出向元企業	出向先企業	出向労働者
<ul style="list-style-type: none"> ・出向労働者の労働意欲の維持・向上につながる (83%) ・出向労働者のキャリア形成・能力開発につながる (54%) ・出向期間終了後、出向労働者が自社に戻ってくることで人材確保できる (30%) ・出向労働者への関わりにより、自社の業務改善や職能活性化に期待ができる (10%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人手不足が解消され、自社の営業力の強化を期待できる (75%) ・社会人としての基礎スキルや職務に必要な専門能力を持った人材を確保できる (52%) ・自社の企業文化への浸透により、業務改善や職能活性化が期待できる (42%) ・新たに採用するよりも人材育成のコストを削減できる (38%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出向先での新しい仕事の経験がキャリアアップ・能力開発につながる (57%) ・出向先での雇用が維持されているので安心して働くことができる (46%) ・これまでと比べての収入を確保できたため生活費の安定が図られる (38%)

厚生労働省 経済労働局・ハローワーク LL040930202

実績推移 (令和5年2月末現在)	単位: 件	令和3年7月~ 令和4年9月	10月	11月	12月	1月	2月
リーフレットの送付 (①)			750	765	692	553	468
電話による概要説明 & 意向確認 (②)		78			4		
事業場訪問による検討会 (訪問) (③)		23			1		

- ④リーフレット送付先からの問い合わせ相談 19 件

滋賀労働局ホームページのご案内 在籍型出向支援コーナー



▶ [新型コロナウイルス感染症の影響に関する主な相談窓口一覧](#)

▶ [令和4年12月以降の雇用調整助成金等の取扱いについてはこちらをご覧ください。](#)

▶ [在籍型出向による従業員の雇用維持を図る事業主を支援します！](#)

▶ [新型コロナウイルス感染症について、最新情報はこちらをご覧ください（厚生労働省HP）。](#)

▶ [新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は令和4年度末をもって終了する予定です（厚生労働省HP）。](#)

▶ [小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間を延長しました（厚生労働省HP）。](#)

▶ [小学校等に通うお子様を持つ労働者の皆さまへ 小学校休業等対応助成金・支援金（労働者の方向け）リーフレットはこちらへ](#)

▶ [母性健康管理に係る助成金の対象期間を延長しました（厚生労働省HP）。](#)

ここからお入り下さい！

在籍型出向による従業員の雇用維持を図る
事業主を支援します！

働きやすい滋賀をめざして

労働条件確かめてみませんか？

最低賃金

働き方改革

雇用環境・均等関係

障害者の雇用促進

雇用関係助成金のご案内

雇用シェア実現に向けた具体的取り組み－2

滋賀労働局 職業安定部

(3) 「えふえむ草津」 放送出演による周知・広報

・ 令和4年7月20日（水）9時20分～9時40分



2. 産業雇用安定助成金の周知・啓蒙活動

(1) 滋賀労働局「労働行政説明会」での説明会

・ 実施日 令和4年9月14日（火）

・ 参加者 約500名

(2) 改正助成金オンライン説明会

・ 産業雇用安定助成金（スキルアップコース）等の概要

開催日時（各回とも同内容）		定員
第1回	2月7日（火）	200名
第2回	2月8日（水）	14:00～15:00 200名
第3回	2月9日（木）	200名

事業主の皆さまへ

産業雇用安定助成金ガイドブック スキルアップ支援コース

出向により労働者のスキルアップと賃金アップに取り組む事業主の皆様へ

このガイドブックの利用にあたって

- このガイドブックは、雇用保険法に基づき産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の要約として主な内容を取りまとめたものです。
- 支給要件に該当しない事業主の方々に対しては、支給されません。
- このガイドブックの記載内容は特にことわりのない限り令和4年12月31日現在のもので、今後制度内容の変更や見直しを行う場合があります。その際は、厚生労働省ホームページでご確認ください。
- https://www.mhlw.go.jp/stf/saisokunitate/bunya/0000032803_00012.html
- また、記載内容について不明な点がある場合は、下記のコールセンターもしくは就業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。（都道府県労働局およびハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省ホームページをご確認ください。）

【雇用安定助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】
TEL:0120-653-999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日も受け付けています）

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク
（公共職業安定所）

PLP41222B01

雇用シェア実現に向けた具体的取り組み－3

滋賀労働局 職業安定部

(3) 関係機関の広報誌による周知

◇ 滋賀県労働基準協会発行「**滋賀労基**」 (毎月発行)

発行号	寄稿テーマ	発行月
827	産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大します	令和4年7月
831	雇用シェア（在籍型出向制度）を利用して従業員の雇用を守る企業を無料で支援します	令和4年11月

直近におけるリーフレット改訂 (雇用調整助成金・産業雇用安定助成金)



◇雇用調整助成金関係

厚労省HP発信日	改訂内容	リーフ表示記号
令和4年11月30日	令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置について	LL041130企01
	令和4年12月1日から令和5年3月31日まで、新型コロナウイルス感染症を理由として雇用調整助成金を活用する場合の支給要件を一部緩和します	LL041130企02
令和4年12月27日	緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日をもって終了する予定です	LL041227企01

◇産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コースは、令和4年12月2日施行）

厚労省HP発信日	改訂内容	リーフ表示記号
令和4年9月30日	産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大します	LL040930政01
令和4年12月2日	在籍型出向を活用し「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？	LL041202政01
	産業雇用安定助成金ガイドブック スキルアップ支援コース	PL041202政01
	産業雇用安定助成金ガイドブック（スキルアップ支援コース）FAQ	
令和4年12月15日	産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）をご活用下さい	LL041215政01

産業雇用安定助成金 出向計画届の受理状況

滋賀労働局 職業対策課

1. 出向計画届 労働者数及び事業所数

令和5年2月13日現在

	出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
令和3年	33	11	13
令和4年	29	7	7

2. 支給申請書受理 & 支給決定状況

令和5年2月13日現在

	支給申請書 受理件数	支給決定 件数	支給決定金額		
			出向元	出向先	合計
令和3年	19	15	3,860,000	5,534,100	9,394,100
令和4年	53	42	4,571,400	9,377,600	13,949,000

3. 業種別 出向計画届 労働者数 (累計)

出向元	出向先											合計 (人)
	A 農業、林業	E 製造業	H 運輸業 郵便業	I 卸売業 小売業	K 不動産業 物品賃貸業	L 学術研究 専門・技術サービス 業	M 宿泊業 飲食サービス業	N 生活関連サービス業 娯楽業	P 医療・福祉	Q 複合サービス業	R サービス業 (他に分類されないもの)	
E 製造業		3	1			1						5
H 運輸業・郵便業				2								2
I 卸売業・小売業		1		2			1					4
M 宿泊業、飲食サービス業						37						37
N 生活関連サービス業、娯楽業	1			9	1							11
P 医療、福祉								2				2
R サービス (他に分類されないもの)										1		1
合計 (人)	1	4	1	13	1	1	38	0	2	1	0	62

産業雇用安定助成金の制度改定
「スキルアップ支援コース」 **新設**

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コースの概要

滋賀労働局 職業対策課

本助成金は、改正前は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時のみ雇用維持を目的とする1コースでしたが、改正後は状況によって選択可能な**2つのコース**に増えました。

- 1 雇用維持支援コース
- 2 **スキルアップ支援コース（R4.12月 新設）**

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コースの概要

滋賀労働局 職業対策課

「スキルアップ支援コース」とは？

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に助成する。

助成の条件

▶労働者のスキルアップを目的とする出向

※ただし、出向先で従事する業務が、①港湾運送②建設③警備④病院等における医療関係業務以外であること。

▶出向した労働者が出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提である出向

▶労働者の出向復帰後6カ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも**5%以上**上昇させる

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コースの概要

滋賀労働局 職業対策課

「スキルアップ計画」

- ▶ 出向労働者ごとに作成。（条件を満たせばまとめることも可能）
- ▶ 生産性向上の見込みや求める人材像を記載。
- ▶ 職業能力開発推進者の選任が必要。

「出向実施結果報告書」

- ▶ 「出向元事業主用」と「出向労働者用」がある。
- ▶ 在籍型出向により得た経験・スキルが復帰後にどのように活かされているのか等を具体的に記載。

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コースの概要

滋賀労働局 職業対策課

「出向後賃金5%アップ」

- ▶ 出向復帰後6ヶ月間に対象労働者へ支払われる各月の賃金を、出向前賃金と比較→いずれも5%以上上昇していないといけない。
- ▶ 毎月決まって支払われる賃金（基本給及び諸手当）※が対象。
※時間外手当（固定残業代含む）や精皆勤手当等は対象外
- ▶ 労働協約、就業規則または労働契約等に明示されているものに限る。

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コースの概要

滋賀労働局 職業対策課

「賃金上昇確認期間の例」

産業雇用安定助成金ガイドブック
スキルアップ支援コース
P.8から抜粋

例： 出向期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
賃金締切日：月末
賃金支払日：翌月10日

	令和5年4月1日	令和6年3月31日	賃金支払日① 令和6年4月10日	賃金支払日② 令和6年5月10日	賃金支払日⑦ 令和6年10月10日
対象労働者の出向期間	対象労働者				
賃金支払日①の賃金の算定期間	令和5年3月1日～3月31日				
賃金支払日②の賃金の算定期間	令和5年4月1日～4月30日		賃金支払日②～⑦までに支払われた賃金		
賃金上昇確認期間				←-----→	

上記例で、出向終了後の初回の賃金支払日①に出向中の賃金が含まれている場合、初回の賃金支払日は賃金支払日②となります。
よって、賃金支払日②の属する月以降の6か月間（令和6年5月から10月）の各月に支払われた賃金を確認することになります。

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コースの概要

滋賀労働局 職業対策課

「支給額」

【対象】 出向元事業主

【支給額】

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） （1）出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 （2）出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,355円/1人1日あたり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コースの概要

滋賀労働局 職業対策課

支給額の例

- ・ 出向元：中小企業
- ・ 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも1万円
- ・ 出向元が10割賃金負担（出向先賃金負担なし）
- ・ 出向期間：1年間（年間労働日数：240日）
- ・ 出向期間中に出向元が負担した賃金額：2,600,000円
- ・ 出向復帰後の賃金日額が1万2千円



(1) の計算式

$$2,600,000 \text{ (円)} * 2/3 \text{ (助成率)} = 1,733,333 \text{ (円)}$$

(2) の計算式

$$10,000 \text{ (出向前日額)} * 240 \text{ (年間労働日数)} * 1/2 * 2/3 \text{ (助成率)} = 800,000 \text{ (円)}$$

上限額の計算式

$$8,355 \text{ (円)} * 240 \text{ (年間労働日数)} = 2,005,200 \text{ (円)}$$

比較



支給予定額

比較

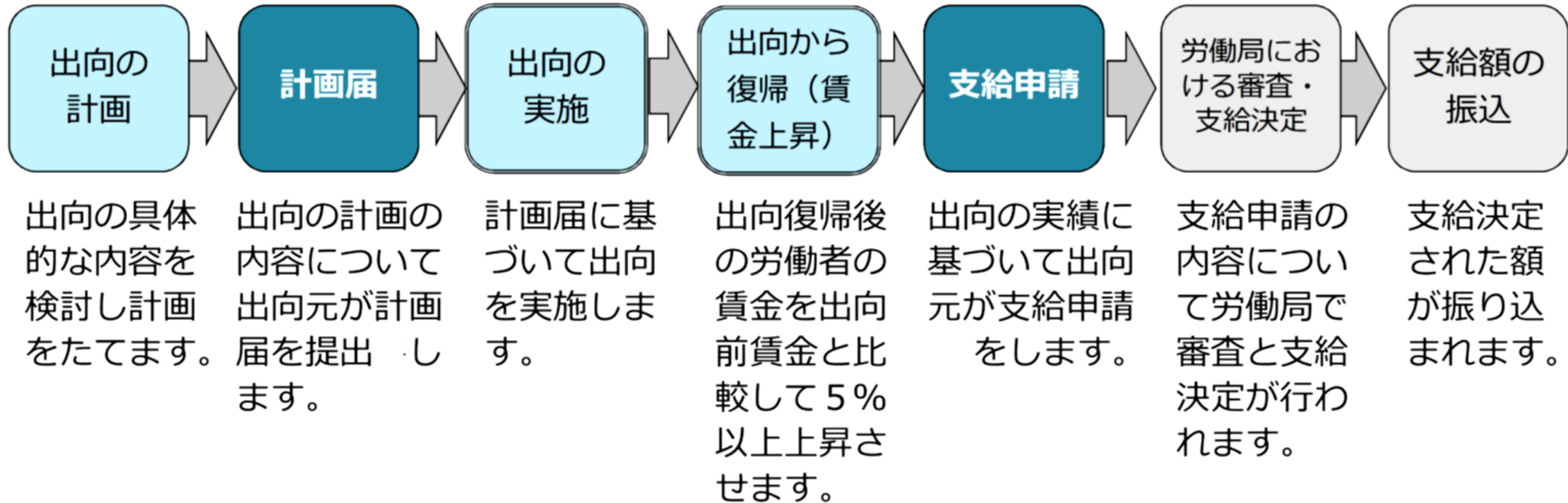


産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コースの概要

滋賀労働局 職業対策課

「支給申請までの流れ」

産業雇用安定助成金ガイドブック
スキルアップ支援コース
P.15から抜粋



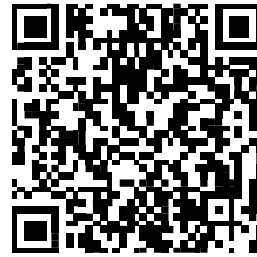
産業雇用安定助成金 各コースのリーフレット等

滋賀労働局 職業対策課

雇用維持支援コース

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000735394.pdf>



ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814628.pdf>



スキルアップ支援コース

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019374.pdf>



ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001018972.pdf>



今後の取り組み方針

滋賀県在籍型出向等支援協議会 各構成機関ごとの役割（案）

各構成組織との連携により「スキルアップ支援コース」の周知促進を行う



○**雇用調整助成金**については、令和4年12月以降特例措置の段階的な縮減を図るとされており、人材を有効に活用するためにも、休業から就業（出向）への在籍型出向を活用した移行を効果的に支援することにより、円滑な労働移動を一層促進していく必要がある。

→ 特に**雇用調整助成金活用企業にターゲットを絞った個別の周知**（支給決定通知書にリーフレットを同封する等）、送出ニーズの把握を再徹底する

→ **出向セミナー・相談会等の開催**や横展開を行った事項について、地域の実情に合った取組を引き続き促進する

○**在籍型出向**は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できることから、労働者のスキルアップの手段としての在籍型出向の活用促進を図る必要がある。

→ **新設のスキルアップ支援コース**（令和4年12月2日施行）について、**周知広報**の取組を促進することとし、地域協議会により構築した連携体制も最大限活用しつつ、制度周知、事例の横展開、企業情報の収集などを図る

→ 特に産業雇用安定センターとの更なる連携による活用促進を図る

「滋賀労働局HP」 広報チラシの内容変更のご案内

新設「スキルアップ支援コース」の周知促進をお願いします

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金」
(雇用維持/スキルアップ)を **無料** で支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金(雇用維持コース)」に加えて、在籍型出向により労働者のスキルアップを行う場合に、出向元事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」を新設しました

滋賀労働局は、滋賀県在籍型出向等支援協議会事務局として、産業雇用安定センターと連携し、出向のマッチングを無料支援します。

滋賀県在籍型出向等支援協議会事務局 (滋賀労働局 職業安定課内)
〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階



※「滋賀県在籍型出向等支援協議会」は、経済・労働者団体、金融機関、行政機関の19組織で構成しています。

令和4年10月1日～「産業雇用安定助成金」の支給や助成の対象が拡大しました

- ①支給期間の延長 : 現行1年(365日) ⇨ 改正後**最長2年(730日)**
- ②支給対象労働者数の上限撤廃 : 出向元事業所に限り**上限撤廃**(出向先は最大500人まで)
- ③出向復帰後の訓練に対する助成【**新設**】: 経費(実費上限30万円/人) / 賃金(1時間900円/人)

申請・お問合せ先は、下記「コールセンター」まで!

☎電話番号 0120-603-999
■受付時間 9:00~21:00 (土・日・祝日も受付)

詳しくは ⇨ [産業雇用安定助成金](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

産業雇用安定助成金 現行分 (雇用維持支援コース)	産業雇用安定助成金 新設分 (スキルアップ支援コース)
新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により、労働者の雇用を維持する場合、 出向元と出向先の双方の事業主に対して その出向上限した賃金や経費の一部を助成します。	在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、 労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から帰社した際に 出向前賃金と比較して5%以上上乗せされた場合に、出向元に対して助成します。
◇出向運営経費 中小企業 4/5 (解雇を行わない場合 9/10) 大企業 2/3 (解雇を行わない場合 3/4) ◇出向初期経費 10万円/人 (加算額 5万円/人)	◇助成率 中小企業 2/3 / 中小企業以外 1/2 ◇上限額 8,355円 / 1人1日当たり (毎年8月に改正)
＜在籍出向のマッチング＞ 公益財団法人 産業雇用安定センター 滋賀事務所 (平日10時~17時) ☎077-526-3991	＜在籍型出向等支援協議会事務局＞ 滋賀労働局職業安定部職業安定課 (平日10時~17時) ☎077-526-8609